

下記の問題文を読んで、正しい場合は左欄に、誤っている場合は右欄にマークをなさい。

問題 1 日本における輸出管理は、外国為替及び外国貿易法に基づき、実施されている。

問題 2 輸出貿易管理令及び外国為替令は、政令である。

問題 3 リスト規制に該当しない貨物ということが確認できれば、その貨物に関する技術も、リスト規制に該当する技術ではないということが常にいえる。

問題 4 東京にあるA大学工学部では、1年前にドイツのメーカーBから測定装置 $\alpha$ を購入した。A大学工学部のX教授は、当該測定装置 $\alpha$ が輸出令別表第1の2の項に該当する貨物であることを知らなかったため、輸出許可を取得することなく、アメリカにあるB大学に持ち出した。ただ、X教授が、当該測定装置 $\alpha$ を無事、日本に持ち帰っているのであれば、外為法違反に問われない。

問題 5 東京にあるソフトメーカーAは、スマートフォン用のアプリケーションプログラムである魚釣りゲームXを開発し、来月、オーストラリアにあるITメーカーBに納品する予定である。この場合、ソフトメーカーAは、提供地が、ホワイト国であるオーストラリアなので、魚釣りゲームXが、リスト規制に該当しなければ、キャッチオール規制についても許可なく提供できる。

問題 6 ドイツにあるバルブメーカーAのX技術部長は、大阪で行われたバルブの国際見本市が昨日終了したので、出品した輸出令別表第1の3の項に該当するバルブ $\alpha$ を、日本に輸入した時と全く同じ状態で、明日ドイツに返送する予定である。この場合、バルブメーカーAのX技術部長は、輸出許可を取得する必要はない。

問題 7 大阪にあるA大学のX教授は、パリで行われた学会の休憩中に、あまり付き合いのない、イランのB大学のY教授から、リスト規制技術に該当しないマルエージング鋼の製造方法に関する質問を受けた。仮にX教授が、リスト規制技術に該当しないマルエージング鋼の製造方法について、口頭で回答する場合、法的には役務取引許可は不要である。

問題 8 東京にある家電量販店Aは、今週末に都内にある在日X国大使館の事務室にエアコン3台を取り付ける予定である。この場合、リスト規制に該当しないエアコンであっても、外国の在日大使館に納品することは、外為法第48条第1項の「輸出」にあたるので、X国がホワイト国でない場合は、家電量販店Aは、キャッチオール規制について、客観要件に該当しないか確認する必要がある。

問題 9 平成24年7月1日から新たに設けられた一般包括許可は、電子申請を前提とし、ホワイト国向けに限定されているが、輸出管理内部規程の整備は不要とされている。

問題 10 役務通達により、【 A 】とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理であると定義されている。【 A 】には、使用が入る。

問題 11 東京にあるソフトメーカーAは、自社で開発したリスト規制に該当するプログラム $\alpha$ を台湾にある海外子会社へ提供することになった。当該プログラム $\alpha$ が、ソフトメーカーAのホームページで、誰でも自由に購入できるものであれば、どのようなプログラムであっても、役務取引許可は不要である。

問題12 東京にある貿易会社Aは、フランスにある企業Bから購入した貨物をイスラエルにある企業Cに売却し、フランスから直接、イスラエルに輸出する予定である。この場合、どのような貨物であっても日本からの輸出ではないので、経済産業大臣の許可は不要である。

- 問題 13 東京にある医薬品メーカーAは、毎月1回、アメリカのB大学にリスト規制に該当しない試薬 $\alpha$ を1キロ、輸出している。このような場合、医薬品メーカーAは、外為法第55条の10の「輸出を業として行う者」にはあたらないので、輸出者等遵守基準を定める省令に基づく内部管理を行う必要はない。
- 問題 14 オーストラリア・グループは、インドの核実験を契機として発足した。
- 問題 15 京都にあるA大学X教授は、輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当するトリインフルエンザウイルスをアメリカのB大学に送付することにした。医学研究目的での送付であっても、輸出許可が必要である。
- 問題 16 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達では、「輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」と規定している。
- 問題 17 東京にある自動車メーカーAは、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブ10個(総価額10,000円)を、サンプルとして北京にある自社の子会社Bに輸出する予定である。この場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。
- 問題 18 名古屋にある工作機械メーカーAは、来月、取引先であるアメリカの大手自動車メーカーの会長が来日した際、自社の工場の見学コースを案内する予定である。当該見学コースには、リスト規制に該当する技術があるが、普段から地元の人や一般の人など誰でも見学できるコースであれば、役務取引許可は不要である。

- 問題 19 東京にある環境試験装置メーカーAでは、輸出管理内部規程を定めて、自社の技術者や海外営業担当者が電子メールで海外の顧客に技術情報を提供する場合は、事前に技術担当と法務担当の複数で該非判定を行い、リスト規制に該当する技術があれば、個別の役務取引許可か包括役務取引許可のどちらかを取得しなければ、提供できない体制にしている。環境試験装置メーカーAの輸出管理上の対応は、適切である。
- 問題 20 横浜にあるメーカーAは昨年、経営難に陥り、今年3月に中国にあるメーカーBに買収された。その際、メーカーAは、メーカーBから、「経営を立て直すために、メーカーAで持っている製造ノウハウを全部、今年7月末までに北京に持って来るように」と言われたので、7月末に製造ノウハウをDVDに格納して、北京にあるメーカーBに提供する予定である。この際、製造ノウハウに外為令別表の5の項に該当する製造技術が含まれていても、メーカーAは、メーカーBに買収されて、子会社になっているので、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。
- 問題 21 名古屋にある電機メーカーAのX技術部長は、漸く次世代の暗号通信技術 $\alpha$ （外為令別表の9の項に該当する技術）の開発に成功したので、早速、1週間の予定で、北京を訪問している上司のY専務に、当該暗号通信技術 $\alpha$ について、国際電話で業務報告をする予定である。この場合、社内の業務報告は、外為法第25条第1項の「取引」にはあたらないので、役務取引許可は不要である。
- 問題 22 東京にある素材メーカーAは、台湾にある現地のメーカーBに、輸出令別表第1の5の項に該当するニッケル合金を、取得している特別一般包括輸出許可で輸出しようとしたところ、メーカーBよりそのニッケル合金で戦闘機の部品を製造すると連絡を受けた。この場合、当該輸出について特別一般包括輸出許可は失効する。
- 問題 23 個別輸出許可証の有効期間は、許可を受けた日から原則、6ヶ月である。

問題 24 運用通達には、輸出許可申請の際に添付する契約書は、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」と規定されている。

問題 25 東京にある貿易会社Aは、中国で人気が高い日本製の電子辞書（輸出令別表第1の16の項に該当）を輸出して、上海にある家電量販店Bに200台納品する予定である。取引に際して、家電量販店Bの資本関係を調べたところ、親会社が、外国ユーザーリストに掲載されていることが判明した。この場合、需要者要件に該当するので、貿易会社Aは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可が必要である。

平成24年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第22回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第五号で規定されている特例をいう。